■ 秋田県警察速度管理指針 ■

秋田県における総合的な速度管理の必要性

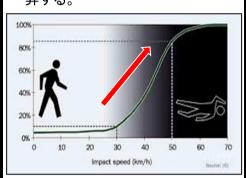
交通死亡事故の 発生状況

●過去5年間の交通死亡事故の うち、事故を起こした人が規制 速度を超過していた事故は、全体



走行速度と交通事故の 関係

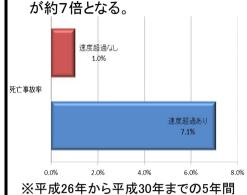
● 衝 突 時 の 速 度 が 30km/ h を 超えると歩行者の致死率が上



※ 出典「Speed management -A road safety manual for decision -makers and practitioners-」より

規制速度の遵守による 被害の軽減

● 過 去 5 年 間 で、規 制 速 度 の 超過がある交通事故は、規制 速度の超過がない交通事故 に比べて死亡事故となる確率



交通指導取締りの 交通事故抑止効果

●重点的な速度取締りの結果 規制速度の超過があった交通 事故は減少した。

全人身事故

-		H29	H30	増減	増減率
県内の国道		628	546	-82	-13.1%
	国道7号	228	199	-29	-12.7%
	国道13号	157	149	-8	-5.1%
	上記以外の国道	243	198	-45	-18.5%

速度超過ありの事故

	H29	H30	増減	増減率
県内の国道	51	38	-13	-25.5%
国道7号	20	15	-5	-25.0%
国道13号	13	10	-3	-23.1%
上記以外の国道	18	13	-5	-27.8%

秋田県警察における総合的な速度管理の内容

区分

特

徴

目 標

○ 通過交通車両による交通事故が多い。

生活道路

○ 自動車と歩行者又は自転車との衝突事故が 全体の約4割を占めている。

○ 事故の約3割は国道上で発生している。

〇 自動車と歩行者又は自転車との衝突による 交通死亡事故が多く、そのうち約4割が規制 速度を超えている。

幹線道路

市街地

○ 交通量が多く、交差点及びその付近での車 両相互による交通事故が多い。

○ 交通死亡事故のうち、自動車が歩行者又は 自転車と衝突した事故形態が約7割を占め、 その多くが夜間の発生であり、規制速度を 超えている。

【目標】

【特徴】

〇 走行車両の低速度化

○ 通過交通車両の流入抑制

〇 円滑な道路交通の確保

【目標】

【特徴】

〇 規制速度の遵守による交通死亡事故抑止

〇 円滑な道路交通の確保

【目標】

【特徴】

〇 規制速度の遵守による交通死亡事故抑止

○ 道路管理者と連携した事故防止プランの構築

〇 円滑な道路交通の確保

◆「ゾーン30」による面的な低速度規制

・平成30年度の県内の整備区域は52地区とな っており、引き続き、「思いやりゾーン30」を含 む面的な低速度規制を推進する。

※「ゾーン30」~49区域 「思いやりゾーン30」~3区域

◆ 円滑な交通に配意した速度規制

◆ 速度違反取締りと情報発信

・交通実態等を勘案し、運転者が納得しやすい 最高速度規制の見直しを図る。

・速度違反取締りとパトカ一等の警戒活動に

・速度違反取締り路線等について情報発信し、

より、規制速度の遵守を働きかける。

規制速度の自発的な遵守を促す。

◆ 適正な交通流の管理 ・昼夜の交通量を踏まえた適切な交通管制等 により道路交通の円滑と安全の両立を図る。

◆ 効果的な速度違反取締り

可搬式自動速度取締装置等を効果的に運用 した速度違反取締りを推進し、当該道路を通 行する車両に注意喚起を図る。

安全運転管理者選任事業者に対して速度 遵守車両(ペースカー)の走行を働きかけ、 実勢速度の低減を図る。

◆ 効果的な速度違反取締り

・速度違反取締りとパトカー等の警戒活動に より、歩行者及び自転車利用者の交通事故 抑止と被害軽減を図る。

◆ 事業者等への働きかけ

◆ 運転者教育の推進

規制速度の遵守と交通弱者保護等を働きか ける運転者教育と広報啓発活動等を推進す る。

◆ 運転者教育の推進

・生活道路の迂回や規制速度の遵守を働きか けるための運転者教育と広報啓発活動等を 推進する。

施

策

○ 各警察署において、交通事故分析結果等に基づき、重点的に速度違反取締りを実施する路線・地域等を選定する。

○ 交通事故に直結する悪質性・危険性の高い交通違反に対して、積極的に指導取締り活動を推進する。

